

名古屋市による障害者就労施設等からの
物品等の調達の推進を図るための方針実施要綱

(目的)

第 1条 この要綱は、名古屋市による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）に基づき、調達方針の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2条 この要綱において「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第 123号。以下「法」という。）第 2条第 2号に規定する身体障害者、同条第 4号に規定する知的障害者又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第 1条の 4第 1号に規定する精神障害者をいう。

(障害者就労施設等)

第 3条 調達方針 2第 7号に規定する「障害者雇用率以上の一定の割合で障害者を雇用している企業」とは、次に掲げる要件に該当する法人その他の団体及び事業を営む個人であって、第 4条に規定する市長の認定を受けた者（以下「障害者雇用企業等」という。）をいう。

- (1) 本市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を 1年以上有すること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 申請を行った日の属する月以前12カ月間の各月初日において、本市内の事務所等で雇用している障害者の数の合計数が、当該事務所等で雇用している者の数の合計数に 100分の2.5を乗じて得た数（その数に 1人未満の端数がある場合は、その端数を切り上げる。）以上100分の4.0を乗じて得た数（その数に 1人未満の端数がある場合は、その端数を切り上げる。）未満である者（以下「障害者雇用企業」という。）

イ 申請を行った日の属する月以前12カ月間の各月初日において、本市内の事務所等で雇用している障害者の数の合計数が、当該事務所等で雇用している者の数の合計数に 100分の4.0を乗じて得た数（その数に 1人未満の端数がある場合は、その端数を切り上げる。）以上である者（以下「障害者雇用促進企業」という。）

(3) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でなく、かつ同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 調達方針2に規定する「障害者就労施設等（調達方針2第7号に規定する企業を除く。以下同じ。）」とは、次の各号のいずれかに該当する施設等であって、市内に所在地又は住所を有するもののうち、第6条の規定により市長が登録を行ったものをいう。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設及び事業所

(2) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第48号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設

(3) 法第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所

(4) 次に掲げる要件の全てを満たす事業所

イ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者（法第43条第1項に規定する労働者をいう。以下同じ。）の数（短時間労働者（法第43条第3項に規定する短時間労働者をいう。以下同じ。）にあつては、当該短時間労働者の数に2分の1を乗じて得た数。以下同じ。）を合計した数（以下「障害者数」という。）が5人以上であること。

ロ 労働者の数を合計した数のうちに障害者数の占める割合が100分の20以上であること。

ハ 障害者数のうちに重度身体障害者（法第2条第3号に規定する重度身体障害者をいう。）、知的障害者又は精神障害者である労働者の数を合計した数の占める割合が100分の30以上であること。

(5) 法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者

(6) 法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体
（共同受注窓口）

第3条の2 調達方針4第5号に規定する「共同受注窓口」とは、相当数の障

害福祉サービス事業所等の受注機会の増大に資する業務を、公平かつ効率的に行うことができる共同受注窓口であって、第 6 条の 2 に規定する市長の認定を受けた者をいう。

(障害者雇用企業等の認定の申請)

第 4 条 障害者雇用企業等の認定を受けようとする者は、市長に対し申請を行うものとする。

(市長による障害者雇用企業等の認定)

第 5 条 市長は、前条の規定による認定についての申請があったときは、速やかにその内容の審査を行い、その結果当該申請者が第 3 条第 1 項各号に掲げる要件を満たしているときは、障害者雇用企業等の認定を行うとともに、その旨を書面により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果当該申請者が障害者雇用企業等に適合しないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項により認定した障害者雇用企業等について、障害者雇用企業等認定名簿を作成するものとする。

(障害者就労施設等の登録)

第 6 条 市長は、毎年度障害者就労施設等について登録の希望の有無、提供することができる製品及び役務の内容を調査し、当該調査の結果に基づき障害者就労施設等の登録を行い、障害者就労施設等登録名簿を作成するものとする。

(共同受注窓口の認定の申請)

第 6 条の 2 共同受注窓口の認定を受けようとする者は、市長に対し申請を行うものとする。

(市長による共同受注窓口の認定)

第 6 条の 3 市長は、前条の規定による認定についての申請があったときは、速やかにその内容の審査を行い、適格と認めるときは、共同受注窓口の認定を行うとともに、その旨を書面により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果当該申請者が共同受注窓口適合しないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項により認定した共同受注窓口について、共同受注窓口認定

名簿を作成するものとする。

(変更の届出)

第 7条 障害者雇用企業等又は共同受注窓口の認定を受けた者及び障害者就労施設等の登録を受けた者は、認定又は登録の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(認定及び登録の有効期間)

第 8条 障害者雇用企業等及び共同受注窓口の認定並びに障害者就労施設等の登録の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、認定日及び登録日が4月1日以後の日である場合には、当該年度の3月31日までの間とする。翌年度の4月1日より続けて認定を受けることを希望する場合は、当該年度の3月2日より申請をするものとする。

(認定の取消)

第 9条 市長は、障害者雇用企業等又は共同受注窓口の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により第5条第1項又は第6条の3第1項の認定を受けたとき。
- (2) その他前号に類する事情により、障害者雇用企業等又は共同受注窓口として認定しておくことが適当でないと認められたとき。
- (3) 第3条第2号に該当しないこととなったとき又は第4条の申請をしたときに第3条第2号に該当していなかったことが判明したとき。

(障害者雇用企業等の公表)

第10条 市長は第5条第3項により作成された障害者雇用企業等認定名簿、第6条により作成された障害者就労施設等登録名簿及び第6条の3により作成された共同受注窓口認定名簿を公表するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。